

シルバー人材センター等からの役務の調達に係る契約締結前の公表（除草、剪定等）

三重県会計規則第73条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 業務の内容

名張警察署除草、剪定等業務委託

2 参加資格

シルバー人材センター等からの役務の調達に関する発注要綱第4条に規定する
「シルバー人材センター等登録名簿」に登録されている者

3 見積書提出期限

令和6年5月8日（火）13時00分

4 見積書提出場所

下記7記載の担当所属

5 契約締結予定日

令和6年5月10日（金）

6 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合せを行い、予定価格の制限の範囲内である者が複数であった場合は、最
低価格を提示した者を当該契約事業者に決定する。
- (2) 見積書の提出が1者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを
確認の上、当該事業所を契約事業者に決定する。

7 担当所属

〒518-0751

名張市蔵持町芝出837-3

名張警察署会計課

電話 0595-62-0110（内線）230

名張警察署除草・剪定等業務委託仕様書

1 業務内容

この仕様書は、名張警察署敷地内の除草、樹木剪定等業務に関する仕様を定め、業務を合理的かつ効率的に実施し、良好な場内の環境維持を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までの間

3 履行場所

名張市蔵持町芝出837-3 名張警察署敷地

4 除草業務

(1) 実施箇所

警察署敷地 8,515.68m²の内 法面部分等766m²

(2) 作業内容

ア 機械刈りによる草刈りとし、手刈りは機械刈りの補助として行うものとする。

イ 刈り高は5cm以下とする。

ウ 機械種別は状況を判断し、適切に選択し、安全作業に努めなければならない。

(3) 作業回数

年3回とする。

(4) 発生材の処分

除草による発生材は、速やかに収集し、場外処理・処分しなければならない。

5 樹木剪定業務

(1) 実施箇所

警察署敷地内の樹木（北側41本、東側7本、南側5本 *いずれも3m以上）

寄植（ツツジ等171m²）

生け垣（94m）

(2) 作業内容

ア 基本剪定

基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするものであるので主に冬季剪定とする。また、自然形に仕立てるものとし、枯れ枝、平行枝、交差枝、徒長枝、下り枝、胴枝、やご等の剪定とする。

イ 刈込み

総刈りとし、低刈込み（寄植）及び生け垣刈込みの刈込みとする。

(3) 作業回数

年1回とする。

(4) 発生材の処分

剪定及び刈込みによる発生材は、速やかに収集し、場外処理・処分しなければならない。

6 病虫害防除業務

(1) 実施箇所

警察署敷地内の樹木、寄植及び生け垣

(2) 作業内容

防虫害防除については、最も防除効果が出る時期に実施するものとし、防除の方法は薬剤の散布とする。

(3) 作業回数

年1回とする。

(4) 注意事項

薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定められている使用安全基準・使用方法を遵守しなければならない。雨模様、日照り続き、強風時等は原則として実施しないものとする。また、必要に応じて作業範囲を明確にし、立ち入りの禁止措置を講じなければならない。

7 施肥業務

(1) 実施箇所

警察署敷地内の寄植及び生け垣

(2) 作業内容

粒状固形肥料は、寄植100m²当たり10kg、生け垣100m当たり10kgとする。

(3) 作業回数

年1回とする。

(4) 注意事項

施肥時期は対象樹木の最適施肥時期とする。

8 作業実施区域

別紙のとおり

9 受託者の負担の範囲

(1) 業務に必要な機械、資機材等は、受託者の負担とする。

(2) 作業従事者に供する便所、洗面所については、委託者の施設を使用できるもの

とする。

10 業務完了報告

前記4から7までの業務が完了したときは、作業ごとに事前事後及び作業中の写真を添付した完了報告書を提出しなければならない。

11 検査

受託者は、各業務の終了後、委託者の検査を受け合格しなければならない。

12 特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

